

緊急地震速報訓練に参加しよう！

11月1日(日)9時ごろ、防災無線やメール配信サービスなどで

緊急地震速報の伝達訓練が行われます。



「ただいまから訓練放送を行います。」
「緊急地震速報、大地震(おおじしん)です。大地震です。」

速報を聞いたら、**シェイクアウト訓練**をしてみてください！



1分間の簡単な
訓練です！



まず低く



あたまをまもり



うごかない

=シェイクアウト訓練とは？=

それぞれがいる場所で、「まず低く」、「頭を守り」、「動かない」の3つの安全確保行動をとる訓練です。

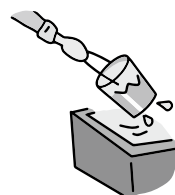
もしもの地震に今できる備え

7月28日に発生した熊本地震では、多くの家屋が被害を受け、水道などのライフラインにも大きな支障が生じました。支援活動を通じて見た被災地の状況を踏まえ、各家庭で今からできる地震への備えを紹介します。

①生活用水を確保しましょう

地震によりライフラインに大きな支障が生じ、特に水道の復旧には時間を要しました。飲料水は支援物資などで確保できた一方、トイレや洗濯などに使う生活用水は不足していました。

雨水タンクの設置や浴槽の残り湯の活用など、日ごろから生活用水を確保しておきましょう。



③3～7日分の物資を準備しましょう

地震発生から2日から3日ほどで支援物資が届き始めましたが、被害や道路の状況によっては、支援にさらに時間がかかることもあります。

支援物資が届くまでの数日間を家庭の備蓄品で生活できるよう、食料や飲料水、生活用品などを最低3日分、できれば7日分備えておきましょう。

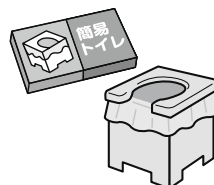


備蓄品リスト

②災害用トイレを準備しましょう

断水によりトイレを使用できない状況が続きました。トイレを我慢すると脱水症状など健康被害を招く恐れがあります。

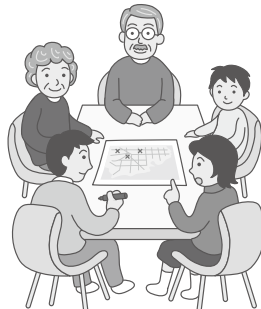
既存のトイレに取り付ける携帯トイレや組み立てが可能な簡易トイレを用意しておきましょう。



④複数の避難先・避難方法を考えておきましょう

被災地では、指定避難所への避難だけでなく、在宅避難や車中泊を選ぶ人もいました。避難とは、必ずしも避難所へ行くことだけではありません。安全が確保できる場合の在宅避難のほか、親戚・知人宅や宿泊施設への避難も選択肢となります。

災害の状況に応じて身の安全を確保できるよう、複数の避難先や避難方法を家族で話し合い、必要な備蓄品や持ち出し品を準備しておきましょう。



問い合わせ先 総務課情報防災係 (32) 3111



野外焼却は禁止されています！

家庭から出たごみ、会社から出たごみなどは種類に関わらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則として野外焼却することが禁止されています。違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられます(両方の罰則が併せて科せられることもあります)。

野外焼却とは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野外焼却」と言います。直接地面で燃やす方法の他にドラム缶やブロック囲い等、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉での焼却行為も含まれ、法律で定められている例外を除き、原則禁止されています。

なぜ野外焼却が いけないの？

野外焼却を行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となり、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質が発生し、健康への影響が心配されます。



焼却禁止の例外

①法規制適合型の焼却炉での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
 - 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
 - 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの
- ※焼却炉の性能が発揮されるよう適切な運転、管理がされなければなりません。

②法令に基づいて行う焼却

- 病虫害のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

③公共的もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却

- 国または地方公共団体で、その施設の管理を行うために必要な焼却
 - ・ 河川管理者による河川敷の草焼き、道路管理者による道路側の草焼き、海岸管理者による漂着物等の焼却
 - 災害の予防、応急対策または、復旧のために必要な焼却
 - ・ 凍霜害を防ぐためのわらの焼却
 - 風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な焼却
 - ・ どんど焼き、塔婆の供養焼却
 - 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
 - たき火など日常生活を営むために通常行われる落ち葉等の焼却で軽微なもの
- ※「軽微なもの」とは、煙の量や臭いが近隣の迷惑にならない程度の少量の焼却です。

※焼却の例外となる場合でも、周囲への影響、時間帯、天候などへの十分な配慮をお願いします。なお、風が強く吹く日は控えてください。(火災予防条例規則第3条)

※上記②、③の野外焼却を行うときは、佐久広域連合火災予防条例により消防署へ届出、連絡が必要です(火災と間違えるような煙または、火災を発生する恐れのある場合は、所轄消防署長に届けることになっています)。ただし、この届出は野外焼却の許可ではありません。苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。

※焼却時は火から目を離さず、消火器等の消火器具を準備してください。

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114